

令和 6 年度第 1 回浜松市環境審議会 次第

日時: 令和 6 年 8 月 27 日(火) 9:30～11:30

会場: 浜松市役所鴨江分庁舎 2 階会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(報告案件)

- ・委員の改選および部会の廃止について(生物多様性戦略策定部会)
- ・浜松市一般廃棄物処理基本計画の令和 5 年度進捗報告について
- ・生物多様性はままつ戦略 2018 の進捗について
- ・第 2 次浜松市環境基本計画の進捗について

(審議案件・非公開)

- ・第 3 次浜松市環境基本計画の策定について

4 閉会

(配布資料)

	次第、浜松市環境審議会委員名簿および席次表
資料 1-1	委員の改選および部会の廃止について
資料 1-2	浜松市環境審議会規定
資料 2-1	令和 5 年度ごみ・資源物の排出状況について
資料 2-2	令和 5 年度生活排水処理の状況について
資料 3	生物多様性はままつ戦略 2018 の進捗について
資料 4	第 2 次浜松市環境基本計画の進捗について
(非公開) 資料 5-1	第 3 次浜松市環境基本計画(素案)の概要
(非公開) 資料 5-2	第 3 次浜松市環境基本計画(素案)
参考資料 1	第 2 次環境基本計画(改定版) 施策一覧

浜松市環境審議会委員名簿

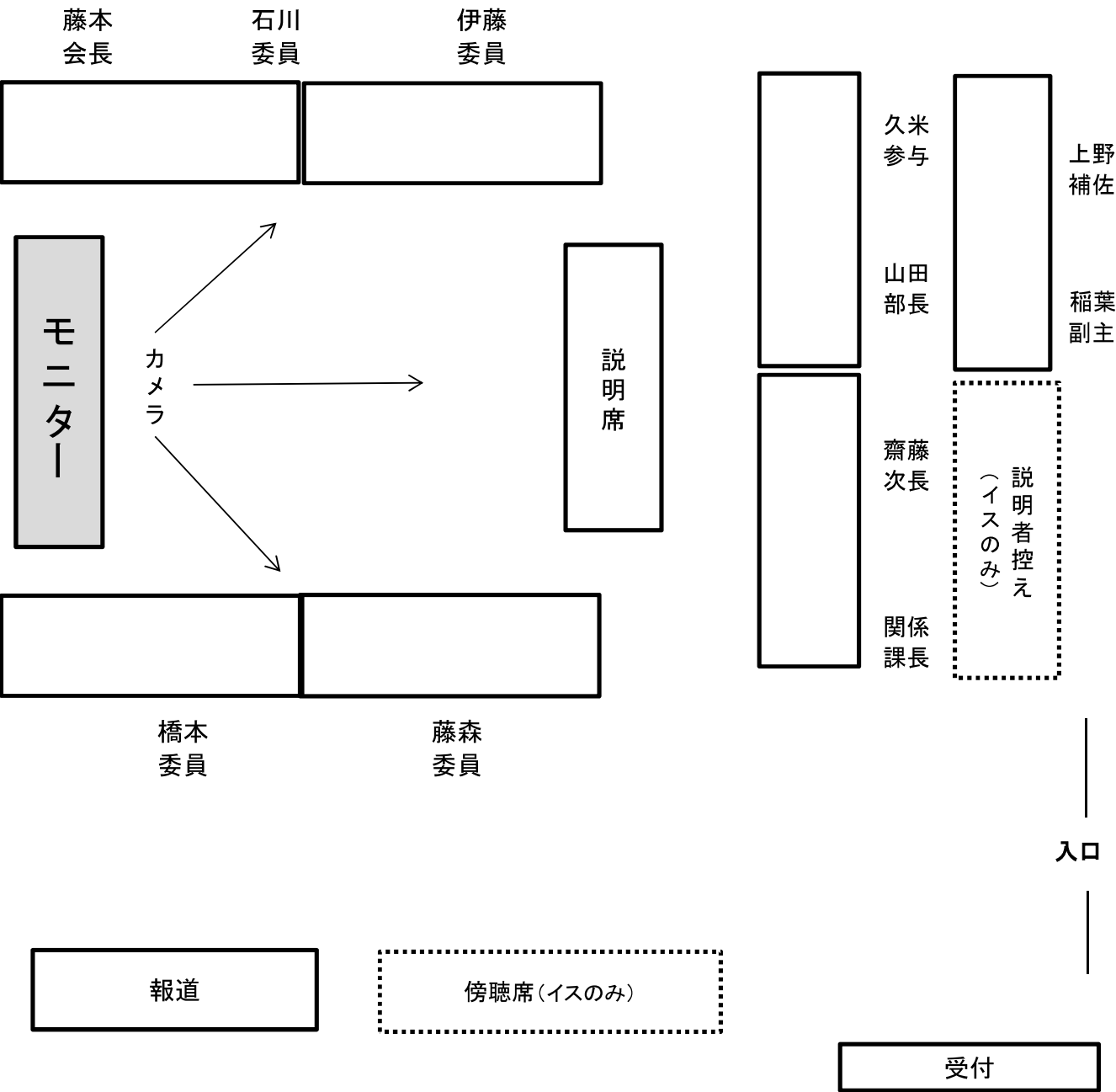
(令和6年7月時点)

委員氏名		所属等	分野	第1回出欠
	アキヤマ マサユキ 秋山 雅幸	静岡産業廃棄物協会	産業廃棄物	Web
○	イシカワ ハルノ 石川 春乃	静岡理工科大学 理工学部	建築環境、温暖化対策	会場
	イトウ トクエ 伊藤 徳江	浜松市消費者団体連絡会	3R活動団体、消費者教育	会場
	ナカムラ トシヤ 中村 俊哉	常葉大学 健康プロデュース学部	環境教育	Web
	ハシモト ヒロユキ 橋本 博行	浜松市自治会連合会	自治会意見	会場
	フジイ ヤスユキ 藤井 康幸	静岡文化芸術大学 文化政策学部	都市・地域計画、まちづくり、創造都市	Web
◎	フジモト チュウゾウ 藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部 名誉教授	分離分析、機器分析総論、分析化学	会場
	フジモリ フミオミ 藤森 文臣	遠州自然研究会	自然環境	会場
	ヤマモト マミ 山本 真実	浜松医科大学 医学部	疫学・公衆衛生学	Web
	ワタナベ キョコ 渡邊 記余子	浜松商工会議所	商工業関係者	Web

◎ 会長
○ 副会長

令和6年度第1回浜松市環境審議会【席次表】

- 1 日時 令和6年8月27日（火）9：30～
- 2 会場 浜松市役所鴨江分庁舎 2階会議室



委員の改選および部会の廃止について

○委員の改選について

委員所属の役職改選に伴い、浜松市環境審議会委員を後任者に改選する。

後任委員の任期は、前任委員の残任期(～令和 7 年 3 月 31 日)とする。

(委員の再任は連続 2 期までを原則とする。)

	前任委員		後任委員
名前	松浦 敏明(まつうら としあき)	→	秋山 雅幸(あきやま まさゆき)
所属	静岡県産業廃棄物協会 事務局長兼 専務理事		同左
任期	令和 4 年 4 月～令和 6 年 6 月 12 日		6 月 13 日～令和 7 年 3 月 31 日

○部会の廃止について

生物多様性はままつ戦略 2024 策定を目的として、浜松市環境基本条例に基づき設置した
「(仮称)生物多様性はままつ戦略 2024 策定部会」について、3 月 31 日付で廃止とする。

合わせて、部会の設置を定めた浜松市環境審議会規定を資料 1-2 の通り改正する。

浜松市環境審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）（以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、浜松市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、専門委員に調査の結果の報告を求めることができる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 審議会は、条例第26条の規定により別表に掲げる部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

7 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会が特に定める事項については、この限りでない。

(事務局)

第6条 審議会の事務局を環境部環境政策課に置く。

(細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成10年9月30日以降最初の審議会の開催日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

~~別表（第5条関係）~~

名称	所掌事務	人数	庶務
生物多様性はまます 戦略 2024 策定部会	生物多様性はまます戦略 2024 の策定に関する事項	8人以内	環境部 環境政策課

令和 5 年度ごみ・資源物の排出状況について

環境部一般廃棄物対策課

1 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）の進捗について

本市では、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源が循環して利用される社会の形成を図るとともに一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理基本計画（以下、「計画」という。）を策定している。

計画では、本市のごみ処理状況や国の方針等を踏まえ、計画最終年度（令和 10 年度）における計画目標値を設定し、更なるごみの減量や資源化を進めることとしている。

令和 5 年度の各計画目標値に対する実績は次のとおり。

(1) ごみ総排出量の推移

計画では、本市として最終処分まで行う「ごみ総排出量」（もえるごみ、もえないごみ、連絡ごみ等の合計）を指標としており、令和 2 年度実績 214,378 t であったものを令和 10 年度までに約 10% 減の 193,055 t 以下に抑制するとしている（図表 1、2）。

令和 5 年度のごみ総排出量の実績値は 197,552 t となり、令和 4 年度実績から 9,756 t 減少（前年度比 95.3%）し、令和 5 年度計画目標値の 210,219 t を下回った。

令和 5 年度のごみ総排出量の内訳（図表 3）は、令和 4 年度実績から家庭系ごみは 8,688 t 減少（前年度比 93.8%）、事業系ごみは 1,068 t 減少（前年度比 98.4%）した。

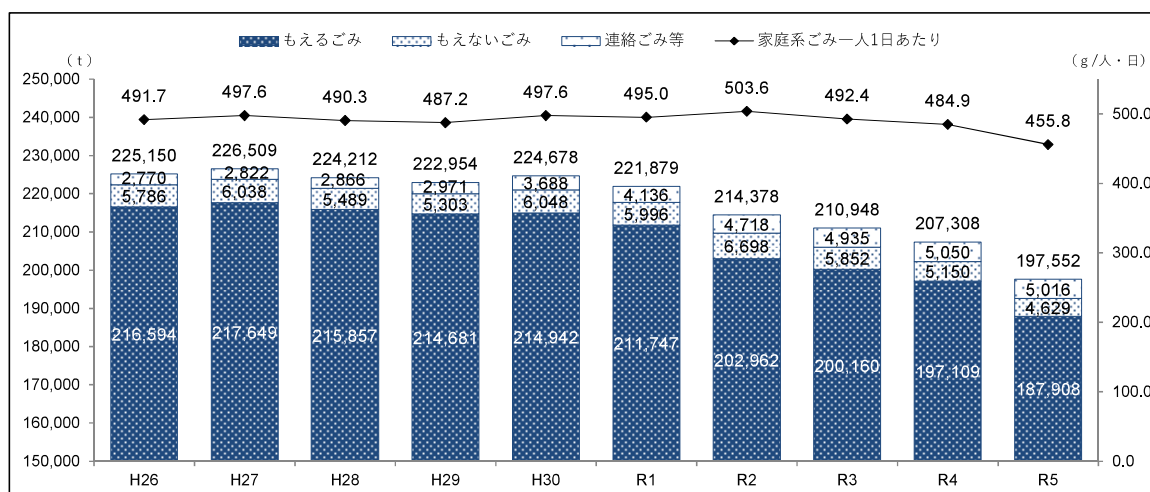
また、補助指標として設定した「一人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量」（図表 4）の令和 5 年度実績は 455.8 g/人・日となり、計画目標値の 466.5 g/人・日を下回った。

これは、今まで行ってきた各種事業の効果や家庭ごみ有料化の検討により、ごみ減量への関心が高まり行動変容につながったことが要因の一つであると考えられる。また、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行による外出型消費の拡大、物価高騰や実質賃金の減少による消費生活行動の変容も影響しているものと推測している。

図表 1 ごみ総排出量の実績値（t）

	R2	R3	R4	R5	R10
計画目標値	-	-	214,146	210,219	193,055
実績値	214,378	210,948	207,308	197,552	-

図表 2 ごみ総排出量の推移



図表 3 ごみ総排出量の内訳（t）

内訳	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ	145,493	147,337	144,647	143,548	146,213	145,440	147,177	143,215
事業系ごみ	79,657	79,171	79,564	79,407	78,465	76,439	67,201	67,733
合計	225,150	226,509	224,212	222,954	224,678	221,879	214,378	210,948

内訳	R4	R5
家庭系ごみ	140,448	131,760
事業系ごみ	66,860	65,792
合計	207,308	197,552

図表 4 一人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の実績値（g/人・日）※R10：計画最終年度

	R2	R3	R4	R5	R10
計画目標値	-	-	479.0	466.5	404.0
実績値	503.6	492.4	484.9	455.8	-

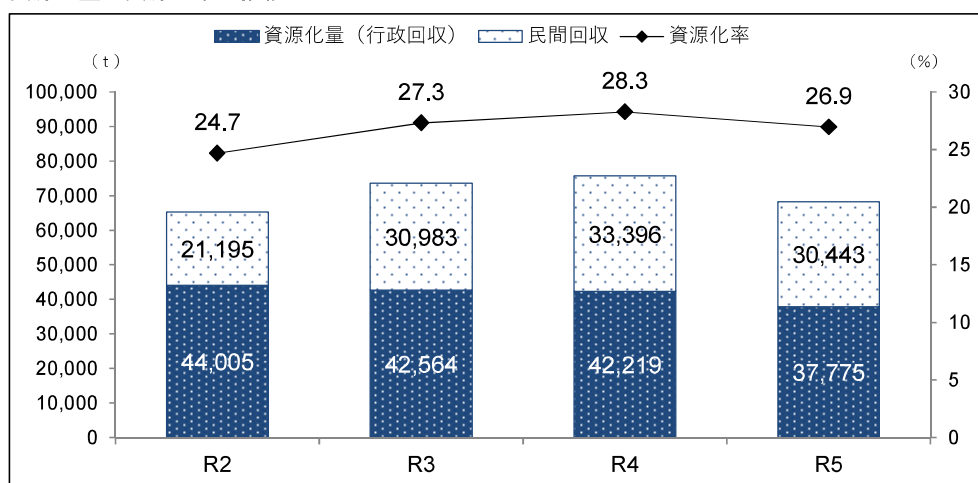
(2) 資源化率（民間回収分を含めたりサイクル率）等の推移

本市の特色としては、民間の回収拠点が充実していることが挙げられる。そのため、計画では民間回収分を含めたりサイクル率である「資源化率」を指標として設定した。

令和 5 年度の再資源化されたごみ・資源物の量（以下、資源化量という）は、行政回収分が前年度から 4,445 t 減少（前年度比 89.5%）し、民間回収分も 2,953 t 減少（前年度比 91.2%）した。この結果、資源化率は 26.9% となり前年度から 1.4 ポイント下落した（図表 5、6）。

行政回収分は、清掃工場で焼却・溶融処理した後に生じる資源量が減少していることに加えて、プラスチック製容器包装やびん・かんなどの資源物回収量の減少、コロナ禍以降続いている自治会等による担い手不足等に伴う集団回収量の減少などが要因として考えられる。民間回収分は、古紙類、スチール缶、ペットボトル等で回収量が減少しており、古紙類については、新聞や雑誌の購入・購読自体がデジタル化へ移行したこと等による減少などの要因が考えられる。

図表 5 資源化量・資源化率の推移



図表 6 資源化率の実績値（％）※R10：計画最終年度

	R2	R3	R4	R5	R10
計画目標値	-	-	27.8	28.2	30.2
実績値	24.7	27.3	28.3	26.9	-

※「資源化率」の算定方法：（資源化量÷ごみ・資源物の総排出量）×100

(3) 最終処分量の推移

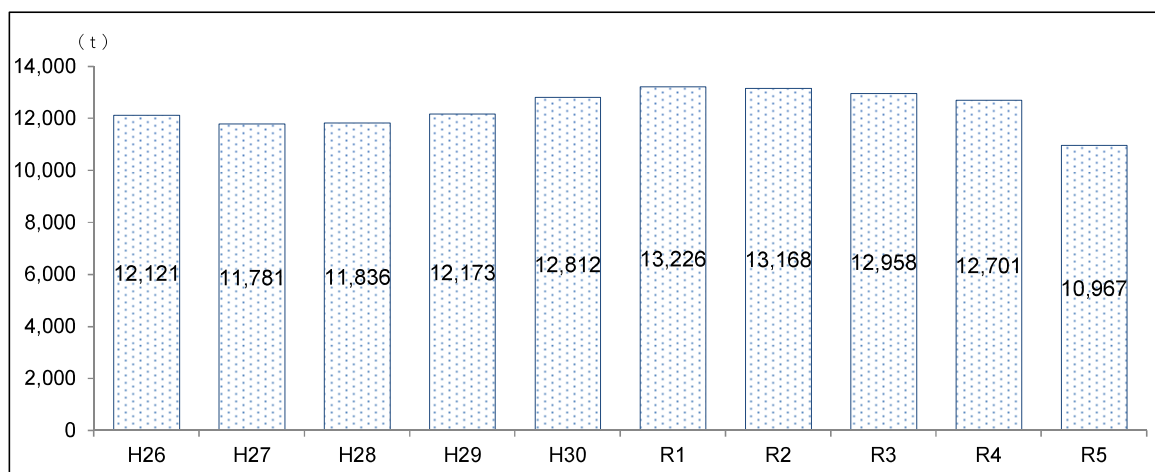
最終処分量は、市が持続的にごみ処理を行う中で必要となる最終処分場の維持に関係する指標である。

令和 5 年度の最終処分量の実績値は 10,967 t で令和 4 年度実績から 1,734 t 減少（前年度比 86.3％）し、計画目標値を達成した（図表 7、8）。これはごみ総排出量が減少したことが要因として考えられる。

図表 7 最終処分量の実績値（t）

	R2	R3	R4	R5	R10
計画目標値	-	-	12,849	12,613	11,583
実績値	13,168	12,958	12,701	10,967	-

図表 8 最終処分量の推移



2 各施策の進捗について

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 10 年度までの 7 年間とし、「市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用にする循環型都市を目指す」の基本理念を実現するため、以下の 3 つの基本方針を定めている。

基本方針 1 ごみの減量・資源化と適正処理の推進

基本方針 2 市民・事業者・市の協働による取組みの推進

基本方針 3 ごみ処理と資源化の体制整備の推進

基本方針に基づいた各種施策・事業については、毎年度、実施計画を策定し、事業の進捗管理を行っている。令和 5 年度の進捗状況は、52 項目全てで計画どおり進められた（図表 9）。

ごみの減量・資源化を進め、3 つの計画目標「ごみの総排出量」、「資源化率」、「最終処分量」の数値目標を達成するために、現在挙げられている事業を着実に遂行し、更に内容を充実させ取り組んでいく必要がある。

図表 9 個別施策

基本方針 1 ごみの減量・資源化と適正処理の推進

◎…進んでいる ○…計画どおり △…遅れている

(1) 家庭ごみの減量の推進

No	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
1	家庭系ごみの減量を推進するための取組みの検討	古紙、草木類、木製家具類の実証事業を行い、効果を検証して今後の展開を検討する。	【実証事業結果】 ・木製建具は、年間回収目標（10t）を大きく上回ったことから次年度以降も継続する。 ・古紙回収は利用者が少なく、年間回収目標（20t）には到達できなかった。実施周辺自治会との調整結果、令和 5 年度で終了とする。 ・草木類は年間回収目標（270t）には到達できなかったが、継続利用を望む声が多く、家庭ごみ排出削減の一部を担える施策であることから令和 6 年度以降も同場所で継続する。	○
2	家庭ごみ有料化の検討	市民意見を参考に、家庭ごみ有料化制度案について検討を進める。実施については、社会及び経済情勢を踏まえ判断する。	令和 6 年 2 月議会において「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部を改正する条例」が可決され家庭ごみ有料化の手数料徴収等について、必要な条例の改正がされた。この条例は施行日を定めていない。今後は社会経済情勢・家庭系ごみの減量目標達成状況を見極めながら実施の時期を判断する。	○
3	食品ロス削減推進事業	食品ロスと食育等を関連付けた啓発を企画し、企業等と連携して実施することで、食品ロスの削減を啓発する。	インスタグラムアカウントを所有する各課（農業水産課、健康増進課、ごみ減量推進課）が連携し、市民に向けた「地産地消」及び「野菜摂取」、「食品ロス削減」をテーマとした、インスタグラムキャンペーン「浜松まるごといただきます！キャンペーン」を浜松商工会議所食品部会の協力のもと 8～10 月に実施。 【投稿数】 キャンペーン A「浜松野菜×ベジファースト」：222 件 キャンペーン B「野菜摂取×使いきり・食べきり」：334 件 【投稿数】 キャンペーン C「浜松食材・名産品×使いきり・食べきり」：317 件	○
4	生ごみ堆肥化容器の無料配付	生ごみの排出を抑制するため、希望世帯にコンポスト及び密封発酵容器を無料で配付し、生ごみを堆肥化して有効活用する。	【配付実績】 コンポスト：964 世帯 密封発酵容器：245 世帯	○
5	家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付	生ごみの減量を推進するため、家庭用生ごみ処理機を購入した世帯に対して補助金を交付し、家庭用生ごみ処理機の普及促進を図る。	【交付実績】 269 件	○
6	リユース事業者との連携	リユースサイトを運営する事業者と連携し、市のホームページ等で啓発することで不用品のリユースを促す。	リユースサイト運営事業者と連携し、本市ホームページを中心に事業周知を図った。	○

(2) 家庭系ごみ資源化の推進

No	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
1	木製家具類のリサイクル実証事業	資源化業者へ市民が木製家具類を直接搬入する実証事業を行い、効果を検証する。	年間回収目標（10t）を大きく上回ったことから次年度以降も継続する。 【実績】 回収量：約 86t 利用件数：延べ 1,154 件	◎
2	雑がみ分別袋の配布	雑がみの分別リサイクル推進のため、希望する園や学校、企業等に雑がみ分別袋を配布する。	【学校・園用】 幼稚園・保育園・小学校・中学校に 24,800 枚、転入者に 1,220 枚、自治会に 425 枚、出前講座・イベント・説明会等で 5,588 枚、計 32,033 枚配布した。 【企業用】 杏林堂薬局 2,400 枚、とびあ浜松農業協同組合 4,000 枚、長坂養蜂場はままつスイーツアトリエ 4,000 枚。浜松サ	○

No	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
			ザンクロスほしの市 1,000 枚、谷島屋 12,000 枚、計 23,400 枚配布した。	
3	古紙拠点回収実証事業	回収拠点が少ない中心市街地近接の市有地で回収の実証事業を行い、効果を検証する。	古紙回収は利用者が少なく、年間回収目標（20t）には到達できなかった。実施周辺自治会との調整結果、令和 5 年度で終了とする。 【実績】 旧浜松市教育文化会館（はまホール）：1.6t 南土木整備事務所（現 中央土木整備事務所）：2.2t	○
4	資源物集団回収活動に対する協力金交付	地域で古紙・古着等の資源物集団回収を実施している団体（子ども会、自治会等）に対し、回収実績に応じた協力金を交付することにより、リサイクルの推進を図る。	【交付実績】 565 団体（29,147,369 円） 回収量：5,235,557kg（前年比▲12.9%）	○
5	資源物回収拠点の設置	清掃・環境事業所、区役所、協働センター等に古紙、古着、羽毛ふとん、使用済み小型家電、草木類、廃食用油、インクカートリッジ、アルミかん及びリターナブルびんの回収拠点を設置し、資源物のリサイクル推進を図る。	市が直接契約している回収拠点は、昨年度と比較して 1 か所の回収拠点で回収対象品目が増となった（新聞・段ボールを鴨江分庁舎で回収開始）。	○
6	みどりのリサイクル実証事業	みどりのリサイクルの拠点の増設や資源化業者への直接搬入の実証事業を行い、効果を検証する。	4～5 月、2～3 月に近隣自治会へ説明又は周知チラシを配布。加えて、新聞報道等も行い事業周知を図った。 6 月から回収を開始。 【回収量】 北部水泳場：約 52t 新都田市民サービスセンター：約 34t コスモグリーン庭好：約 64t	○
7	資源物拠点回収に関する情報発信	民間の資源物拠点回収情報を調査し、行政や民間で実施している資源物拠点回収の場所や品目などの情報を地図情報サイトで公開し情報発信する。	民間の資源物回収拠点を調査し、浜松市地図情報サイトの資源物回収拠点マップの情報を 7 月に更新した。	○
8	家庭系生ごみバイオマス事業の調査研究	事業系生ごみバイオマス事業の進捗状況を注視しつつ、家庭系生ごみ分別収集・バイオマス事業の先行事例を調査研究する。	バイオマス事業計画の進捗及び他市の先行事例を調査した。	○
9	プラスチック資源の分別収集に係る情報収集及び実施検討	プラスチック資源の分別収集について情報収集を行うとともに、本市に適した実施方法を検討する。	プラスチック資源の分別収集に係る制度内容について国や関係団体等から情報収集を行い、実施に向けて検討した。	○

(3) 事業系ごみの減量・資源化の推進

No	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
1	事業系一般廃棄物の適正処理の周知	排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の分別区分や排出方法について、チラシ等により周知啓発することで、事業系一般廃棄物の適正処理を徹底するとともに、ごみの減量を見込む。	排出事業者のうち、一般廃棄物収集運搬業者と契約していない 29,074 者に啓発ダイレクトメールを発送した。	○
2	事業系一般廃棄物の適正処理の指導	事業系一般廃棄物の適正処理を促すため、事業系一般廃棄物が集積所に排出された場合、清掃・環境事業所と共に、排出された廃棄物の内容等を確認し、排出事業者に対する指導を実施する。特に悪質な事案に対しては、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例に基づく勧告、公	清掃・環境事業所と連携し、ごみ集積所で排出事業者や事業系ごみの内容等を確認し、個別指導を行った。	○

№	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
		表を行う。		
3	大規模建築物所有事業者に対する指導	大規模建築物所有事業者に対して、減量・資源化・適正処理計画書（以下「減量等計画書」）の提出を呼びかけるとともに、減量等計画書に基づく立入検査、指導を行う。	【実績】 減量等計画書の提出件数：383 件 減量等計画書に基づく立入検査件数：60 件	○
4	清掃工場等における搬入検査の実施	事業系一般廃棄物の適正処理を確認するため、清掃工場等での搬入検査を実施する。また、一般廃棄物収集運搬業者を対象とした講習会を行うなど、啓発を通じた分別の徹底や資源化への誘導を図る。	2 清掃工場での展開検査（南 2 件、西 2 件）を実施した。 不適当な搬入が確認された場合には、行政指導を実施した。	○
5	再生利用可能な事業系古紙の搬入規制	再生利用可能な事業系古紙の清掃工場への搬入を規制するため、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業者に対し、事業系古紙の再資源化徹底について、周知啓発を図る。	啓発チラシの配布及びホームページ掲載や、清掃工場での展開検査、大規模建築物所有事業者向けに周知啓発を行った。	○
6	事業系生ごみバイオマス事業の推進	事業計画進捗中の事業者について、関係法令許可取得状況を注視する。	一般廃棄物処理施設設置許可申請に至っていないため、進捗を注視している。	○

(4) ごみの適正処理の推進

№	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
1	環境美化推進員の研修の充実	環境美化推進員の研修について、アンケートを実施し、効果的な研修方法について検討するとともに、実施方法について見直しを行う。	環境美化推進員研修用に各自治会から情報提供のあった環境美化活動の取組みをまとめた事例集を作成し、10 月下旬に各自治会に郵送した。	○
2	ごみ・資源物分別・排出ルールの周知徹底	ごみの分別・排出ルールを周知するため、分別収集カレンダー、冊子「ごみ・資源物の出し方便利帳」、リーフレット「ごみ・資源物の正しい出し方」を配布する。	分別収集カレンダー、冊子「ごみ・資源物の出し方便利帳」、リーフレット「ごみ・資源物の正しい出し方」を印刷後、配布した。	○
3	地域環境美化活動推進協力金の交付	自治会が実施する地域環境美化活動に対して協力金を交付する。	【交付実績】 733 自治会 25,552,160 円	○
4	ごみ集積所管理物品の配布	ごみの散乱防止や資源物回収用コンテナ設置負担軽減のため、飛散防止用ネットやペットボトル・かん用ネットを配布する。また、ごみ集積所当番用の冊子「ごみ集積所管理日誌」を配布する。	飛散防止用ネットやペットボトル・かん用ネット、ごみ集積所当番用の冊子「ごみ集積所管理日誌」を配布した。	○
5	不法投棄パトロール及び啓発活動の実施	監視カメラのメンテナンスに併せて不法投棄パトロールを引き続き実施する。また、啓発活動を実施し、市民の不法投棄防止に対する意識向上を図る。	・職員によるパトロールを継続実施した。 ・環境月間（6 月）及び不法投棄撲滅強化月間（10～12 月）に合わせ、市庁舎内設備、ラジオ、街頭の大型ビジョン等を活用し啓発活動を実施した。 ・5 月及び 12 月に開催された県下統一不法投棄防止パトロールに参加した。	○
6	集積所への不当排出パトロールの実施	職員による集積所への不当排出防止パトロールを実施する。	ごみ収集時、不当排出防止パトロール時、協働センター等への雑紙回収時に合わせて実施した。	○
7	不法投棄防止看板の配布	土地所有者が管理する土地への不法投棄を防止するため、土地所有者に対して不法投棄防止看板を配布する。	土地所有者に対して不法投棄防止看板を配布した。	○

基本方針 2 市民・事業者・市の協働による取組みの推進

◎…進んでいる ○…計画どおり △…遅れている

(1) 人材育成及び環境教育の推進

No	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
1	こどもモックタイナイ大作戦事業	小学生に夏休みの課題として「食事の食べきり」・「雑がみ・プラごみ集め」等に取り組んでもらい、小学生のごみ減量に関する理解を促進する。	昨年度よりも参加者数は下回ったが、16,000人以上の参加があり、食品ロスに関する周知、理解を深めることができた。 ＜参加者数：(R5) 16,188人、(R4) 16,969人＞	○
2	社会科副読本の配布	小学4年生を対象に社会科副読本を作製・配布し、ごみの現状や3Rの重要性を学ぶことで持続可能な社会の担い手を育成する。	3月に市内全小学校に令和6年度4年生分として8,700部配布した。 また、地域特化型電子書籍アーカイブサイト「Shizuoka ebooks」内に、社会科副読本「ごみとわたしたち」を掲載し、児童用ポータルサイト「みんなのまなび」にアイコンを提示し、学習者用タブレットから1クリックでリンクできるように設定を行った。	○
3	移動環境教室の実施	環境学習指導者を保育園、幼稚園、小・中学校に派遣し、ごみ減量やリサイクル、海洋ごみ問題等をテーマに講座を開催する。	保育園、幼稚園、小・中学校において移動環境教室を177回開催しEスイッチプログラムを8,980人が受講した。このうち、廃棄物分野の講座を57回開催し、合計2,597人が受講した。	○
4	出前講座の実施	職員が講師となり、ごみ処理の現状やごみ減量等をテーマに、学校や市民、団体等に対して出前講座等を実施する。	【実績】 50回、2,330人 ごみ減量推進課：24回、853人 北部収集窓口C：4回、115人 南清掃事業所：4回、607人 平和清掃事業所：14回、494人 浜北環境事業所：3回、244人 天竜環境事業所：1回、17人	○
5	ホームページやSNSを活用した周知啓発	ホームページやツイッター、インスタグラム等のSNSを積極的に活用し、ごみ減量の各種施策等を幅広い世代の市民に対して情報発信する。	4月から浜松市環境部公式インスタグラムアカウントを開設し、3月末までに計72回投稿を実施し、フォロワーは約1,400アカウント。 合計で約90,000回の再生・表示回数。	○

(2) 市民との協働の推進

No	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
1	学生等との協働事業の検討	若者へ向けた周知啓発のため、学生等と協働した取り組みを検討する。	静岡文化芸術大学学生団体「つながるカフェ」と連携して制作したエコレシビ動画2本を本市公式YouTube、環境部公式インスタグラムアカウント、「つながるカフェ」のインスタグラムアカウントで発信した。	○
2	環境美化推進員の育成・強化	ごみ分別、ごみ減量等に係る地域のリーダーとなる環境美化推進員を育成・強化するため、行政区ごとの説明会の開催や研修を実施する。	環境美化推進員研修用に各自治会から情報提供のあった環境美化活動の取組みをまとめた事例集を作成し、10月下旬に各自治会に郵送した。	○

(3) 事業者との協働の推進

No	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
1	食品ロス削減及び脱プラスチック推進事業者登録制度	食品ロス及びプラスチックごみの削減に資するため、関連する市内事業者向けの登録店制度などを通じて、市民及び事業者への普及啓発事業を行う。	食品ロス削減協力店及びはままつ脱プラスチック推進事業者の登録数は昨年度よりも増加した。 【登録数】 ・食品ロス削減協力店：237店舗（15店舗増） ・はままつ脱プラスチック推進事業者：20者（2者増）	◎
2	3R推進優良事業者の表彰	3Rに対して、積極的または独自性がある取り組みを行った事業者を表彰し、循環型社会の形成を推進する。	4事業者を表彰し、応募内容を本市ホームページ等を通じて紹介し市内事業者への周知を図った。 【受賞者の取り組み内容】 ・社会福祉法人細江会細江保育園（コンポストから子どもたちへ食の安全を届ける） ・株式会社タカラ・エムシー（三方良しの地域循環型リサイクル）	○

№	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
			・イオンリテール株式会社（使い捨てプラスチックの削減） ・一般社団法人 HOT プロジェクト（雑がみ回収実証事業）	
3	企業・団体等との連携	企業・団体等と連携して、食品ロスや雑がみ分別等の啓発と実践に取り組む。	・浜松商工会議所食品部会の協力のもと、「食品ロス削減」をテーマとしたインスタグラムキャンペーン「浜松まるごといただきます！キャンペーン」を8～10月に実施。 ・9月から市内事業者の店舗等において、購入商品の持ち帰り用袋として雑がみ分別袋を配布。 ・はままつ脱プラスチック推進事業者の（株）中部日本プラスチックと連携し、プラスチックのリサイクルについての出前講座を北浜南小と新津小で実施。	○

基本方針3 ごみ処理と資源化の体制整備の推進

◎…進んでいる ○…計画どおり △…遅れている

(1) 安定的な体制整備の推進

№	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
1	天竜清掃工場の整備及び西部清掃工場の更新	令和6年度供用開始を目指し、天竜清掃工場の整備を進める。また、令和11年度供用開始を目指し、西部清掃工場を更新するため、実施方針の策定等を実施する。	天竜清掃工場の整備完了。 西部清掃工場更新のため実施方針を策定し、公表した。	○
2	ごみ処理広域化に関する情報収集	静岡県からのごみ処理広域化に関する情報を収集し、今後の動向を注視する。	県主催の第1回（4月21日）、第2回（9月5日）、第3回（1月25日）廃棄物・リサイクル推進連絡会に出席し、情報収集した。	○
3	リチウムイオン電池などの処理体制の研究	破碎処理施設の発火事故の原因となっているリチウムイオン電池などの処理に関し、施設の稼働状況や収集の状況を踏まえ本市にあった体制を研究する。	令和5年4月1日から、電子タバコ、加熱式タバコの「特定品目」での分別収集を開始した。 リチウムイオン電池などの処理に関し、施設の稼働状況や収集の状況を踏まえ本市にあった体制を研究した。	◎
4	安全かつ適正な収集運搬業務の実施	生活環境の保全のため、ごみ集積所に排出されたごみ・資源物を確実に収集し、処理施設等へ安全かつ適正に運搬する。	ごみ集積所に排出されたごみ・資源物を確実に収集し、処理施設等へ安全かつ適正に運搬した。	○
5	（再掲）資源物集団回収活動に対する協力金交付	地域で古紙・古着等の資源物集団回収を実施している団体（子ども会、自治会等）に対し、回収実績に応じた協力金を交付することにより、リサイクルの推進を図る。	【交付実績】 565団体（29,147,369円） 回収量：5,235,557kg（前年比▲12.9%）	○
6	（再掲）資源物回収拠点の設置	清掃・環境事業所、区役所、協働センター等に古紙、古着、羽毛ふとん、使用済み小型家電、草木類、廃食用油、インクカートリッジ、アルミかん及びリターナブルびんの回収拠点を設置し、資源物のリサイクル推進を図る。	市が直接契約している回収拠点は、昨年度と比較して1か所の回収拠点で回収対象品目が増となった（新聞・段ボールを鴨江分庁舎で回収開始）。	○
7	（再掲）資源物拠点回収に関する情報発信	民間の資源物拠点回収情報を調査し、行政や民間で実施している資源物拠点回収の場所や品目などの情報を地図情報サイトで公開し情報発信する。	民間の資源物回収拠点を調査し、浜松市地図情報サイトの資源物回収拠点マップの情報を7月に更新した。	○
8	資源化事業者への支援策の調査・研究	他都市の状況を調査・研究し検討する。	製品プラスチックの回収のほかに、生ごみ減量施策の一環としてトートバッグ型コンポストの他都市の取組の状況も確認した。	○

(2) 効率的な体制整備の推進

№	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
1	西部清掃工場の更新及び新清掃工場及び新破碎	西部清掃工場の更新にあたり、民間活力の導入を踏まえ PFI 等審査委員会にて事業手法を検討する。	事業手法を含む事業者公募資料の審議を行った。	○

No	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
	処理センターの整備	(R4～R6)		
2	最終処分場の効率的な利活用の検討	最終処分場の効率的な利活用を実施するため地元協定や残余年数を含め各最終処分場の現状を整理し、事業スケジュールを作成する。	他都市事例研究のため、三島市へ視察するとともに、次期最終処分場整備スケジュール案を作成した。	○
3	効率的な収集運搬体制の決定	天竜清掃工場が稼働する令和 6 年度以降のごみ処理体制の変更に向けて、搬入地区割の見直しなど効率的な収集運搬体制を決定する。	天竜清掃工場が稼働する令和 6 年度以降のごみ処理体制の変更に向けて、搬入地区割の見直しなど効率的な収集運搬体制を決定した。	○

(3) 災害時の体制整備の推進

No	個別施策	年度計画	年間進捗状況の説明	進捗状況
1	廃棄物処理部応急対応マニュアルの見直し	廃棄物処理部応急対応マニュアルの見直しを適宜行う。	組織改正や施設の改廃等に伴う修正点について整理を行った。	○
2	廃棄物処理部における研修	廃棄物処理部各班の業務に関連した研修を検討・実施する。	被災地の視察や派遣によって得られた内容を部内で共有した。	◎
3	静岡県産業廃棄物協会との意見交換及び研修の検討	静岡県産業廃棄物協会との意見交換を行うとともに、有事の際に迅速に災害廃棄物処理を行えるように仮置場候補地での実地研修を検討する。	静岡県産業廃棄物協会との意見交換を実施し、また協会主催の研修において市の取組等について説明を行った。	○

令和 5 年度生活排水処理の状況について

環境部廃棄物処理施設課

1 一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画編）の進捗について

一般廃棄物処理基本計画のうち生活排水処理編では、将来人口及び処理形態別人口の推計を踏まえて、計画最終年度（令和 10 年度）における目標値として、汚水衛生処理率を 95.3%に設定し、公共下水道の接続率向上や合併浄処理化槽の普及促進を図ることとしている。

令和 5 年度における進捗状況は次のとおりである。

(1) くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、105,669.36kL を、西部及び東部衛生工場にて全量処理をした。

(2) 汚水衛生処理率※の推移

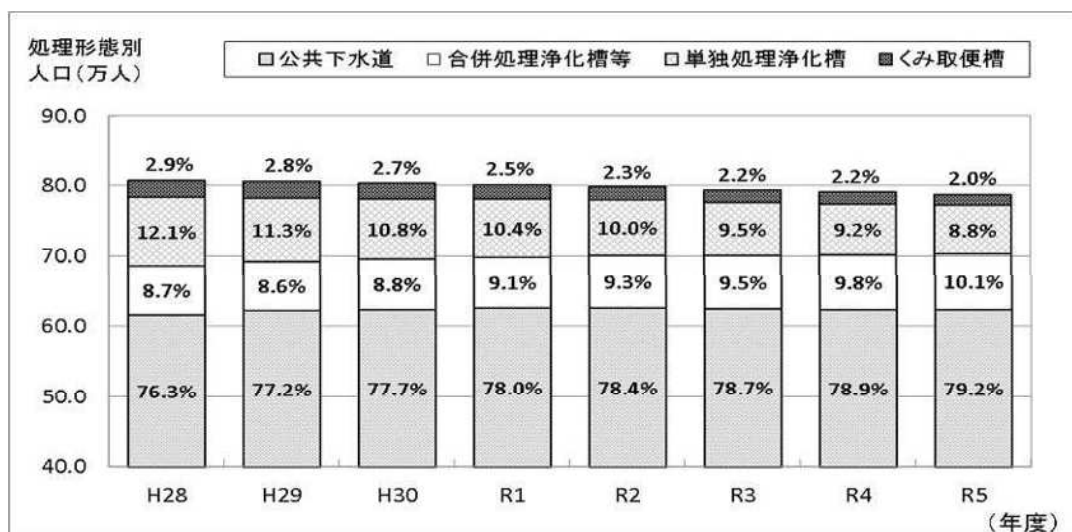
汚水衛生処理率は前年度の 88.6%より 0.6%増の 89.2%となり、目標値（令和 4 年改定）の 90.3%に達していない。継続して汲取り便槽世帯と単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への設置替えをお願いしていく。

※汚水衛生処理率とは

生活雑排水を衛生的に処理しているのかを示す数値であり、公共下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口（農業集落排水人口を含む）を総人口で割った数字。

表 1 処理形態別人口の実績

区分	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総人口	人	806,407	804,989	802,728	800,870	797,938	793,606	790,580	786,792
公共下水道	人	615,097	621,784	623,428	624,943	625,410	624,345	623,462	623,001
合併浄化槽	人	70,031	69,615	71,004	72,807	74,388	75,702	77,328	79,192
単独浄化槽	人	97,785	91,196	86,906	83,484	79,437	75,732	72,716	69,625
くみ取り便槽	人	23,494	22,394	21,390	19,636	18,703	17,827	17,074	15,542
汚水衛生処理率	%	85.0	85.9	86.5	87.1	87.7	88.2	88.6	89.2
（計画値）	%	87.6	89.2	90.6	91.9	93.0	93.7	89.4	90.3



グラフ 1 処理形態別人口の比率

2 各施策の進捗について

本計画の計画期間は、令和4年度から令和10年度までの7年間とし、「市民・事業者・市の連携による水環境改善の取組の推進」を実現するため、3つの基本方針を定めている。

その基本方針に基づいて各種施策の事業を実施しているが、令和5年度の進捗状況は、14項目について下記のとおりである。

基本方針1 水環境改善のための目的意識の向上

個別施策	事業内容	目標	実績	達成率
(1) 市民団体や自治会等との連携	自治会等への出前講座の開催	1件	1件	100%
	小学生等を対象に環境教育	80件	67件	84%
(2) 広報誌やインターネット等を用いた情報発信	水質調査結果等の情報発信	1件	1件	100%

基本方針2 生活排水による水環境への負荷低減

個別施策	事業内容	目標	実績	達成率
(1) 公共下水道の整備と接続率の向上	公共下水道事業計画区域の効率的整備の実施	17,414 ^{*1} ha	14,232 ^{*2} ha	82%
	公共下水道整備区域において職員の戸別訪問実施	1,000 戸	1,151 戸	115%
(2) 合併処理浄化槽への設置替えと適正管理	公共下水道事業計画区域外において職員の戸別訪問実施	5,000 戸	4,749 戸	95%
	浄化槽使用家屋等に適正な維持管理の周知啓発	5,000 戸	4,074 戸	81%

*1：事業計画総面積

*2：R5年度末時点、整備完了面積

基本方針3 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制の継続

個別施策	事業内容	実績
(1) し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理	安定的な処理体制の継続	2工場で全量処理を実施
	運転管理業務受託者への業務確認、指導等の実施	毎月、月報会議を実施
	下水道処理施設等との連携	年1回、意見交換を実施
(2) 大規模災害時に対応したし尿処理体制の継続	近隣自治体との緊急時相互受入等の協定等の活用	緊急事態の発生無し
	収集運搬業者と連携し防災訓練を実施	FAXによる通信訓練を実施
	適正な処理を継続するための保全計画策定	保全計画に沿って予防保全を実施
	運転を停止した処理槽等においても維持管理継続	休止中の3施設の維持管理を継続中

生物多様性はままつ戦略 2018 の進捗について

環境政策課

1. 生物多様性はままつ戦略の概要

市民・事業者・市が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進するため、2013（平成 25）年 3 月に「生物多様性はままつ戦略」、2018（平成 30）年 3 月に「生物多様性はままつ戦略 2018（以下「戦略 2018」）」を策定しました。そして、2024（令和 6）年 3 月に「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえ、「ネイチャーポジティブ※1」や「30by30 目標※2」など新しい考え方を取り入れた「生物多様性はままつ戦略 2024（以下「戦略 2024」）」を策定しました。

※1 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させること。

※2 2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する目標。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。

2. 生物多様性はままつ戦略 2018 の目標達成状況

戦略 2018 の計画期間は 2018（平成 30）年 4 月から 2023（令和 5）年 3 月としていましたが、次期戦略（戦略 2024）に 2022（令和 4）年 12 月に採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」や 2023（令和 5）年 3 月に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」の内容を盛り込むために 1 年延長しました。

戦略 2018 では、3 つの基本方針に沿った 7 つの取り組みについて指標を設定し、進捗を管理してきました。7 つの指標のうち計画期間中に目標以上となった項目は 4 指標ありましたが、最終年度に目標を達成した項目は 2 指標に留まりました。

基本方針 1 多様な生きもののすみかをしっかりと守っていきます

取り組み	指標	目標値	2023 年度実績	備考	達成状況※3
①生きものの生息・生育場所の保全	ヤリタナゴの生息数 (基準値:64 個体 【成魚 5 当歳魚 59】)	維持、 又は増加 (2023 年度)	12 個体 【成魚 11 当歳魚 1】	基準値は 2016 年度 の実績	×
②持続可能な農林水産業の促進と良好な生態系の保全	多面的機能支払交付金※1 の交付面積 (基準値: 農地維持:3,187ha 資源向上 共同 :2,718ha 長寿命化:4,247ha 計 10,152 ha)	10%増加 (2023 年度)	農地維持:3,162ha 資源向上 共同 :2,752ha 長寿命化:3,810ha 計:9,724ha (4.2%減)	基準値は 2016 年度 の実績	×
③都市における緑地・水域の保全と連結・拡充	緑地保全面積※2 (基準値:1,373ha)	維持、 又は増加 (2023 年度)	緑地保全面積 1,373ha	基準値は 2016 年度 の実績	○

※1: 農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの多面的機能を有しており、この機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対する支援に係る交付金を指す。

※2: 特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、保存樹・保存樹林、市民の森の面積を合計したもの。

※3: 達成状況は、最終年度に目標が達成された項目を「○」、最終年度には目標が達成されなかったが計画期間中に一度でも目標以上となった項目を「△」、未達成の項目を「×」とした。

「生きものの生息・生育場所の保全」の取り組みでは、2019（令和元年）年度から浜名区の井伊谷小学校において、地域の産業と自然とつながりを学ぶ学習として、静岡県指定希少野生動植物に指定されているヤリタナゴの保全に取り組み、毎年、浜名区引佐町に整備された正楽寺ビオトープにて、児童によるヤリタナゴの放流会を開催しています。指標の「ヤリタナゴの生息数」は、生息地である農業用排水路（浜名区引佐町井伊谷）の改修工事の影響により減少したと考えられます。



児童による放流会の様子

「多面的機能支援支払い交付金の交付面積」は、農家の高齢化等による廃業で交付団体が減少したことにより、交付面積が減少しました。

「緑地保全面積」は、基準年から減少することなく維持されました。

基本方針２ 地域の生物多様性を守るための仕組みをつくります

取り組み	指標	目標値	2023 年度実績	備考	達成状況※
④様々な主体との円滑な連携、活動支援	浜松市生きものパートナーシップの協定を締結した件数（基準値：0 件）	3 件締結（2023 年度）	1 件締結	累計 3 件締結	○
⑤生物多様性に関わる情報の収集・蓄積・活用	市民参加型調査に参加した人数（基準値：0 人/年）	300 人/年	208 人/年		△

「様々な主体との円滑な連携、支援活動」の取り組みでは、2023（令和 5）年 4 月に、3 件目の「浜松市生きものパートナーシップ協定」として浜名区引佐町の水利組合と造園事業者が協力してビオトープ整備と管理を行う内容の協定が締結されました。また、2021（令和 3）年 10 月に締結した協定に基づき、中央区豊西町にある十湖池ビオトープの整備活動を地域の保全団体、住宅メーカーと協働して実施しました。当ビオトープでは、静岡県希少野生動植物に指定されているカワバタモロコの域外保全を行っています。



十湖池ビオトープ整備の様子

「生物多様性に関わる情報の収集・蓄積・活用」では、市民参加型調査として、身近な生きもの「ツバメ類、カエル類、赤とんぼ類」の写真をスマートフォン等で撮影しメールで送信していただく取り組みを行いました。イベントや環境学習会への参加者に情報提供を呼び掛け、2022（令和 4）年度には目標を達成しましたが、2023（令和 5）年度は未達成でした。



生き物を探そうリーフレット

基本方針3 豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やしていきます

取り組み	指標	目標値	2023 年度実績	備考	達成状況※
⑥地域の生態系を支える人づくり	環境学習指導者による生物多様性保全学習会の開催・参加回数 (基準値:1,803 回)	10%増加 (2023 年度)	開催・参加回数 1,502 回 (16.7%減少)	基準値は 2016 年度の実績	△
⑦生物多様性の大切さを理解し、行動する市民の育成	「生物多様性」の理解度 (基準値:30.4%) * 言葉も意味も知っている	60%超 (2023 年度)	29.2% 市民アンケート調査結果	基準値は 2017 年度の結果 「名称は聞いたことがある」を加えると 66.9%	×

「地域の生態系を支える人づくり」の取り組みでは、2020（令和 2）年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、環境学習指導者を幼稚園や保育園、学校、団体等に講師として派遣する移動環境教室の開催件数や各指導者の自主的な学習会の開催や環境活動への参加が減少しました。新型コロナウイルス感染症が 2023（令和 5）年 3 月に 5 類感染症に移行した後は、移動環境教室の開催数や環境活動への参加回数は、回復傾向にありますが、元の水準には戻っておらず、「環境学習指導者による生物多様性保全学習会の開催・参加回数」は基準値を下回りました。

「生物多様性の大切さを理解し、行動する市民の育成」の取り組みでは、生物多様性の理解度を指標としましたが、「言葉も意味も知っている」人の割合は目標に届きませんでした。国が 2022（令和 4）年 7 月に実施した世論調査の結果では 29.4%、静岡県が 2023（令和 5）年 6 月に実施した世論調査では 42.8%と全国的にも認知度が低い傾向にあり、生物多様性に関する認識や理解は、まだ十分に進んでいない状況にあります。

7 つの指標の年度ごとの実績値については、次ページのとおりです。

3. 生物多様性はままつ戦略 2024 について

戦略 2024 では、目指す将来像「海から山まで多様な生物と人々の暮らしが共存する都市～はままつから、“ネイチャーポジティブ”へ～」の実現のため、3 つの基本方針及び 7 つの取り組み方針に沿った事業と、「保護地域・自然共生サイトの拡大」、「特定外来生物の防除」、「パートナーシップ活動の拡大」、「はままつ生物多様性人づくり」の 4 つの重点プロジェクトにより、生物多様性保全事業を推進します。

戦略 2024 の進捗管理は、14 の確認指標と 3 つの成果指標により行います。（P5 参照）

生物多様性はままっ戦略2018指標達成状況

基本方針	取り組み	指標	基準値	目標	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	達成状況 ※
基本方針 1	① 生きものの生息・生 育場所の保全	ヤリタナゴの生息数	64個体 成魚 5 当歳魚 59	維持又は 増加	未調査	61個体 成魚45 当歳魚16	46個体 成魚17 当歳魚29	18個体 成魚6 当歳魚12	15個体 成魚11 当歳魚4	12個体 成魚11 当歳魚1	×
	② 持続可能な農林水産 業の促進と良好な生 態系の保全	多面的機能支払交付 金の交付面積	農地維持 3,187ha 資源向上共同 2,718ha 長寿命化 4,247ha 合計10,152 ha	10%増加	農地維持 3,315ha 資源向上共同 2,887ha 長寿命化 4,379ha 合計10,581ha (4.2%増)	農地維持 3,095ha 資源向上共同 2,695ha 長寿命化 3,743ha 合計9,533ha (6.0%減)	農地維持 3,133ha 資源向上共同 2,723ha 長寿命化 3,781ha 合計9,637ha (5.1%減)	農地維持 3,133ha 資源向上共同 2,723ha 長寿命化 3,781ha 合計9,637ha (5.1%減)	農地維持 3,120ha 資源向上共同 2,710ha 長寿命化 3,767ha 合計9,597ha (5.5%減)	農地維持 3,162ha 資源向上共同 2,752ha 長寿命化 3,810ha 合計9,724ha (4.2%減)	×
	③ 都市における緑地・ 水域の保全と連結・ 拡充	緑地保全面積	1,373ha	維持又は 増加	1,373ha	1,373ha	1,373ha	1,373ha	1,373ha	1,373ha	○
基本方針 2	④ 様々な主体との円滑 な連携、活動支援	浜松市生きもののバー トナージップの協定 を締結した件数	0件	3件締結	締結なし	1件締結 合計1件	締結なし	1件締結 合計2件	締結なし	1件締結 合計3件	○
	⑤ 生物多様性に関わる 情報の収集・蓄積・ 活用	市民参加型調査に参 加した人数	0人/年	300人/年	27人/年	30人/年	188人/年	120人/年	300人/年	208人/年	△
基本方針 3	⑥ 地域の生態系を支え る人づくり	環境学習指導者によ る生物多様性保全学 習会の開催・参加回 数	1,803回	10%増加	1,973回 (9.4%増)	2,005回 (11.2%増)	1,404回 (22.1%減)	1,369回 (24.0%減)	1,181回 (34.5%減)	1,502回 (16.7%減)	△
	⑦ 生物多様性の大切さ を理解し、行動する 市民の育成	生物多様性」の理解 度 ※言葉も意味も知っ ている	30.40%	60%超	23.00%	14.10%	14.40%	22.30%	29.20%	23.30%	×

※達成状況は、最終年度に目標が達成された項目を「○」、計画期間中に一度でも目標が達成された項目を「△」、未達成の項目を「×」とした。

生物多様性はままつ戦略2024本編 P26

第2節 状況確認

●指標による状況把握

本戦略の進捗の状況を確認するための成果指標と、確認指標を示します。確認指標は、取り組み方針ごとに代表的な事業を選定しています。

成果指標の目標年度は 2033（令和 15）年度とし、2028（令和 10）年度に中間の見直しを実施します。

基本方針	取り組み方針	確認指標			成果指標 現状値（2022 年度） 目標値（2033 年度）
		指標	現状値 （2022 年度）	担当課	
基本方針 1 多様な生物のすみかの保全と回復	方針 1 生物の生息・生育場所の保全	クリハリス推定生息数	5,000 頭	環境政策課	保護地域及び自然共生サイトの面積 現状値：53,551ha 目標値：53,700ha （+149ha）
	方針 2 持続可能な農林水産業の促進と緑地・里地里山の保全	環境境保全型農業直接支払交付金の対象面積	8,885a	農業振興課	
		FSC*森林認証面積	49,538ha	林業振興課	
	方針 3 自然環境の保全と自然を活用した解決策の推進	自然共生サイト累計登録数	0 地点	環境政策課	
基本方針 2 生物多様性を守るしくみづくり	方針 4 様々な主体との円滑な連携、活動支援	Eスイッチネットワーク登録団体数	40 団体	環境政策課	環境保全活動に参加した市民の割合 現状値：19.7% 目標値：30.0% （+10.3%）
		市が実施する交流事業の年間開催回数	36 回	市民協働・地域政策課	
		市民協働による緑地保全活動の年間参加人数	2,094 人	緑政課	
	方針 5 生物多様性に関わる情報の収集・蓄積・活用	市民参加型生物調査の年間開催回数	1 回	環境政策課	
基本方針 3 生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくり	方針 6 地域の生物多様性を支える人づくり	環境学習指導者養成講座による人材育成人数（累計）	92 人	環境政策課	環境学習会に参加した市民の人数 現状値：10,272 人 目標値：14,000 人 （+36.3%）
		浜松市みどりの人材支援プロジェクト年間参加人数	57 人	緑政課	
	方針 7 自然とのふれあいの機会の創出、自ら行動する市民の育成	Eスイッチプログラム年間受講者数	5,872 人	環境政策課	
		森林・林業体験活動への年間参加人数	1,994 人	林業振興課	
		年間農林漁業体験プログラム数	96 件	農業水産課	
		農村漁家民宿宿年間泊者数	446 人	農業水産課	

第 2 次浜松市環境基本計画の進捗について

環境政策課

1. 第 2 次浜松市環境基本計画の概要

浜松市環境基本計画は、浜松市環境基本条例第 9 条の規定に基づき、「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めたものです。2008（H20）年に「第 1 次浜松市環境基本計画」を策定しました。その後、社会情勢の変化に対応するため、2015（H27）年に策定した「第 2 次浜松市環境基本計画」は、2019（R1）年度に計画の見直しを経て、「第 2 次浜松市環境基本計画（改定版）」となり、現在はこれに基づいて様々な環境施策を実施しています。

また、当計画では、浜松市総合計画を踏まえ、2045（令和 27）年を見据え、『豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市』を環境の将来像として掲げ、その実現に取り組んでいます。

2. 第 2 次浜松市環境基本計画の進捗

第 2 次浜松市基本計画では、2024（R6）年を目標年度とし、5 つの基本方針に基づき、施策の進捗を管理しています。

2023（R5）年度においては、5 つの基本方針のうち、2 つの指標において目標を達成しています。

基本方針1 健康で安全な生活環境を保全する都市

(1) 主な施策

大気汚染対策、水質保全対策、有害化学物質対策 など

(2) 2023(R5)年度に実施した主な取り組み

- ・佐鳴湖浄化プロジェクト会議を開催し、庁内関係各課の水質浄化に資する取組みを促進した。
- ・佐鳴湖地域協議会の活動として、佐鳴湖ヨシ刈り等の水質保全事業を実施した。
- ・出前講座等を通じて雨水浸透ますの周知に努めた。

(3) 総評

公共下水道への接続や合併浄化槽への設置替え促進といった流域対策、及び雨水浸透ますの設置やエコファーマー制度の認定・育成による環境にやさしい農業の普及などの面源負荷対策に加えて、市民団体の活動等によって水質汚濁の指標である佐鳴湖の COD（化学的酸素要求量）は目標値を達成した。

(4) 環境指標

指標	2013(H25) 実績値	2023(R5)			2024(R6) 目標値*2
		目標値*2	実績値	評価	
佐鳴湖の COD （化学的酸素要求量）*1 5カ年移動平均値	7.6mg/L	8mg/L 以下	6.9mg/L	達成	8mg/L 以下

*1 COD（化学的酸素要求量）：水質の指標の一つ。一般的に、有機物が多く水質が悪化していると数値が高い。

- ・2023 年目標を達成し、現時点で 2024 年最終目標も達成
- ・佐鳴湖の水質改善については一定の成果を得られたが、市民ニーズは水環境改善に留まらず公園利用へと多様化しているため、今後は水辺環境の保全についても検討していく必要がある。また、佐鳴湖に限らず、広く公共用水域の水質監視を実施していくことで、健康で安全な生活環境の保全に寄与していく。

基本方針2 資源を有効に活用する循環型都市

(1) 主な施策

一般廃棄物の減量とリサイクルの推進 など

(2) 2023(R5)年度に実施した主な取組み

- ・生ごみ減量の推進のため、1,209世帯に生ごみ堆肥化容器を無料配布し、269世帯に生ごみ処理機購入費補助金を交付した。
- ・自治会や小学校等でごみ減量についての説明会を24回(853人)実施した。また、食事の食べきりや雑がみ・プラごみ集め等に取り組むこどもモットイナイ大作戦では、市内の小学生16,188人が参加した。
- ・ごみ減量の必要性や減量目標を市民へ周知するとともに、具体的なごみ減量方法を紹介するためのトークイベントを開催し、203名の参加があった。実施後アンケートでは、回答した人の9割が「満足」、「やや満足」と答え、すべての方がごみの減量に取り組んでいきたい(すでに取り組んでいる)という結果だった。

(3) 総評

計画期間内を通して、ごみ減量や資源化に関する各種事業を行ってきた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年度以降は、社会経済活動が停滞し、市民の消費生活行動が変容したため、ごみ排出量の傾向が大きく変わってきたものと思われる。令和4年度には、家庭ごみ有料化制度の検討に合わせた市民説明会等を行ったことでごみ減量への関心が高まり、市民の意識が向上し、それらごみ排出量が減少した要因の一つだと考える。

(4) 環境指標

指標	2013(H25) 実績値	2023(R5)			2024(R6) 目標値
		目標値	実績値	評価	
一人1日当たりの 一般廃棄物排出量*1	897.7g	852.7g (45.0g削減)	770.5g (127.2g削減)	達成	850.5g

*1 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、集団回収等の総量を指す。

- ・2023年目標を達成し、現時点で2024年最終目標も達成
- ・目標値達成の要因の一つとして、今まで行ってきた各種事業の結果ごみ減量への関心が高まったことが考えられる。
- ・その他、コロナ禍や物価高騰等に伴う消費生活行動の変容が影響しているものと推測しているが、今後の状況により一般廃棄物排出量が増加する可能性もあるため、引き続きごみ減量・資源化の取り組みを進める必要がある。

基本方針3 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市

(1) 主な施策

再生可能エネルギーなどの導入、地球温暖化対策の計画的な推進、CO₂吸収源の確保 など

(2) 2023(R5)年度に実施した主な取組み(次回審議会にて進捗報告予定)

- ・「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を改定し、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比52%に設定
- ・国内有数の日照時間に恵まれた地域特性を活かし、太陽光発電の導入を積極的に推進(FIT等導入量:615,345kW)
- ・ZEHの新築(ZEH:373棟)や電気自動車の購入(EV:347台)、創・省・蓄エネシステム(設備)の

導入（蓄電池：938 件、V2H 対応型充電設備：44 件、燃料電池：105 件、太陽熱利用システム：75 件、太陽光発電システム：556 件）に対する補助を通じ、家庭部門での省エネ化・脱炭素化を推進
 ・地域脱炭素や地域企業の GX に向けた取組を強化するため「浜松市カーボンニュートラル推進協議会」を設立し、「キックオフフォーラム」、「ショートピッチ」（2 回）開催、展示会出展を実施（111 社・団体が参画）

（3）総評

2021 年度の温室効果ガス排出量（速報値）は、基準年度（2013 年度）比で 20.4%減少したものの、設定目標は達成しなかった。

一方で、2021 年度の排出量は 2020 年度と比べて 6.3%増加している。この増加の主な要因として、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつある経済活動に伴うエネルギー消費量の増大があげられる。

（4）環境指標

指標	2013(H25) 実績値	2021(R3)*1			2030(R12) 目標値*2
		目標値	速報値	評価	
市域の温室効果ガス 排出目標	基準年度排出量 5,743.6 千t-CO2	4,147.3 千t-CO2 (27.8%削減)	4,574.1 千t-CO2 (20.4%削減)	未達	2,744.6 千t-CO2 (52.2%削減)

*1 算定に国統計資料等利用するため、速報値

*2 計画改定時点で掲げた目標は 2024 年度時点で基準年度比 19%削減だった（地球温暖化対策実行計画改定時に目標を再設定）ため、旧目標は 2021 年時点で達成

- ・基準年度（2013 年度）比で 20.4%の削減となったが、2021 年度の目標は未達成
- ・引き続き、経済成長や市民の暮らしの向上と温室効果ガス削減の両立を目指し、市民・事業者・市が一体となって、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進などの施策を効果的に行っていくことが必要。

基本方針4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市

（1）主な施策

生物多様性の保全、森林・農地・緑地の保全 など

（2）2023(R5)年度に実施した主な取組み

- ・「生物多様性はままつ戦略」に基づき、生物多様性保全にかかる事業を実施した。
- ・「市民の森」指定地の土地所有者への報償金支払（1 ㎡あたり 40 円）
- ・地域住民等が市民の森で緑地保全活動を行うための活動計画を作成した。

（3）総評

環境保全団体、事業者、市の 3 者が協定を結び、環境保全活動に取り組む制度「浜松市生きものパートナーシップ協定」を開始し、3 件の協定を締結するなど、協働による生物多様性保全に取り組んだ。

また、外来生物対策では、クリハラリス捕獲従事者を累計 351 人登録し、協働して対策に取り組んだ結果、生息数の削減と分布拡大を防止することができた。しかし、ヌートリアの目撃情報は増加し、生息域の拡大も確認されていることから、更なる対策が必要である。

設定した指標については、緑地保全面積を増加するための地域制緑地の指定には私権を制限する制度も含まれることから、地区の指定にあたっては、土地所有者を始めとした地域住民等の理解を得る必要があるため、指定に至るには相当の期間を要する。また、緑地所有者の相続や高齢化が進んだことで指定の維持が困難になったことも指標を達成できなかった要因である。

(4) 環境指標

指標	2013(H25) 実績値	2023(R5)			2030(R12) 目標値
		目標値	実績値	達成	
緑地保全面積*1	1,373.62ha	—*2	1,372.63ha	未達	1,977.66ha

*1 主として緑地の保全を目的とした法規制・条例により担保された緑地(特別緑地保全地区・風致地区・生産緑地地区・市民の森)の面積

*2 年度ごとの目標値を設定していないため、—にて表記

- ・現時点で 2030 年最終目標は未達成
- ・市民の森において市民協働による緑地保全活動を活発化し、市民の合意形成を図ることでより担保性の高い地域制緑地としての指定に向けた段階的な移行を目指す。

基本方針5 環境活動を実践する人が育つ都市

(1) 主な施策

環境教育、環境情報の発信 など

(2) 2023(R5)年度に実施した主な取組み

- ・保育園・幼稚園・小中学校を対象とした移動環境教室を 130 校・園で実施し、延べ 13,099 人が受講
- ・海洋プラスチックごみを題材とした環境劇「海のこえがきこえる」を市内の小中学校 8 校にて上演(児童 1,211 人が鑑賞)

(3) 総評

市内で開催される環境学習会に環境学習指導者を派遣し、累計 114,307 人が受講した。加えて、浜松市の地域特性を取り入れた浜松版環境学習プログラム「E スイッチプログラム」を 7 分野 28 プログラム作成し環境学習会で活用した。また、環境学習の担い手である環境学習指導者を目標以上の 102 人養成することができた。さらに環境学習イベント等により、啓発を行った。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時、移動環境教室の受講者数が減少したこともあり、環境指標である「環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合」の目標を達成することができなかった。

(4) 環境指標

指標	2014(H26)*2 実績値	2023(R5)			2024(R6) 目標値
		目標値	実績値	評価	
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合*1	55.1%	—*3	44.0%	未達	67%

*1 市民意識調査によるごみ減量、節電、リサイクルなど環境に配慮したくらしを実践する市民の割合

*2 生物多様性はままつ戦略が 2014(H26)年に策定されたことによる

*3 年度毎の目標値を設定していないため、—にて表記

- ・現時点で 2024 年最終目標は未達成
- ・環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合を増やすために、引き続き環境学習会、各種イベントを通じて環境負荷の軽減や環境保全の意識を育む必要がある。そのためには、新たな人材を発掘・育成し環境教育への参加者を増やすとともに、環境学習指導者の活動場所の提供や指導者同士の連携を促し、市内における環境教育を活性化させる必要がある。